

企業の環境教育支援活動に関する調査研究： 学校と地域社会が連携し協働して環境教育を すすめるために（平成17年度千代田学 中間報 告書）

阿部, 泰子 / 石井, 隆 / 田中, 充 / 山田, 元紀 / 美崎, 登
紀子 / 長野, 浩子 / 内田, 綾乃 / 増井, 美帆 / 竹之内, 千
穂 / 白戸, 大士 / 清水, 智成 / 財満, 知美 / 平野, 小百合
/ 徳田, 一絵 / 久保, 紗和美 / 大木, 裕仁 / 柏木, 勇人 /
太田, 彩方 / 加藤, 眞子 / 石本, 紀子 / 原, 紗絵子 / 伊
東, 一夫

(出版者 / Publisher)

法政大学地域研究センター千代田学プロジェクト

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

107

(発行年 / Year)

2005-12

おわりに

おわりに

おわりに

第一節 企業が参画する環境教育に関する関係各主体の役割と課題

小学校では、2002年度から学習指導要領のもとに「総合的な学習の時間」が本格的に導入された。この学習指導要領には、体験学習や地域社会との協力の必要性が述べられているが、実際には学校現場の教員がにわかに独自で地域社会との接点を持つことはいささか困難でもあり、また教員が単独でこうした新しい授業の展開を図ることにも大きな限界がある事が関係者などから指摘されている。こうした現状での課題を克服して環境教育のより一層の推進を図るために学校側が取りうるひとつの手段として、学校が地域の企業や大学と連携して推進する方法に注目が集まっている。こうした環境教育での新たな取り組みは、これら双方にとって効果的な環境教育活動が行えると考える。

以上のことと千代田区の地域特性を踏まえて、企業が参画する環境教育にかかわる関係各主体の役割と課題について述べる。

1-1 自治体（千代田区）の役割と課題

千代田区では平成12年度に千代田区環境配慮指針を策定し、平成15年度には本庁舎において環境ISO14001（以下ISO）を取得した。翌16年度には教育部門にもISOのサイトを拡大している。ISO導入の利点は、環境改善効果の確実な向上や外部審査・内部監査による職員の自覚向上などが挙げられている。反面、ISOの問題点としては、審査対応のための事務量増大、審査費用高負担、用語の難しさなどが指摘されており、このような理由から、小規模事業者や区民一般に対しては継続的効果が期待できないと考えられている。

そこで千代田区では、ISOに代わる千代田区独自の環境マネジメントシステムとして、可能な限り用語を平易にし、審査費用も負担にならないように低く抑えながら、千代田区の地域特性に即した「CES」（千代田区環境マネジメントシステム）の構築の必要性に迫られている。千代田区の地域特性を踏まえれば、夜間人口のみならずCESの対象とせざるを得ない昼間区民85万人を協力させる仕組みづくりには、区民・事業者・行政・大学などをつなぐCES推進団体などの組織の設立が不可欠となるであろう。従って、行政としては、千代田区の関係各主体間の連携などについての検討が早急に必要となると思われる。

千代田区では公立の幼小中学校におけるISO活動では、環境教育を最重要課題として挙げており、区内全部の学校において環境教育課題登録票の作成などに取り組んでいる。しかし、区内公立小学校8校を対象として行った環境教育に関するヒアリング調査の結果（本論文、第一章第二節を参照）、ISO導入前と導入後では環境方針・環境教育方針の作成といった概念的な面では多少の変化は見られるものの、肝心の教育内容に関しては導入前との間に大幅な改善が行われているとはいいがたい状況にあると思われる。

そうした状況を踏まえて千代田区は、環境教育に関しても各学校単位で行うのではなく、

おわりに

CESの一環として、千代田区全体の環境活動の一翼を担うものとする認識が必要と思われるが、そのために関係各主体の共同のもとに適切な組織の新設を行い、それを媒介にしつつ産官学などに加えて夜間人口と昼間人口とともに地域社会の各主体間の協働による環境教育の実現が望まれる。行政としては、持続可能な社会の構築や温暖化などの急務を要する環境問題解決にむけて、より実効性のある環境教育の実現のために、このようなプロジェクトを行政がイニシアチブを取り、関連各主体の理解を得ながら推し進めることを求められているのではないだろうか。

1-2 学校の役割と課題

2002年度から「総合的な学習の時間」が設けられたことによって、学校が担う教育内容に大きな変化が現れている。従来の国語、算数といった基礎学力を身につけさせることに加え、自ら課題を発見し、主体的に考えることで問題解決をすることができるとする、いわゆる「生きる力」を身につけさせることが大きな教育課題となった。総合学習においては「環境」「情報」「福祉」「国際理解」などが主な教育課題となっているが、現場の教員にとってみればこれらはいずれも専門外の教科ばかりであり、こうした事態に対しては千代田区に限らず全国の教育現場から戸惑いの声が上がっている、といわれている。

学習指導要領には総合学習における配慮事項について、「学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること」と記載されており、「開かれた学校」づくりのために、各学校やその地域の実態に合わせ、家庭や地域社会と連携すべき教育課題であるということが明記されている。

環境問題などの新しい領域では、学校の教員のみでは十分に対応仕切れない新たな教育課題に対して、専門性をもつ外部との連携を取るという流れはごく自然なものである。またその地域の実態に合わせて、ということになると、千代田区内には上場企業の本社が約300社も立地し、霞ヶ関、永田町を抱える日本の政治・経済の中心地であることから、企業が有する教育的資源を積極的に学校教育に取り入れるという手法は、非常に有益な活動であると同時に、学校自身が「開かれた学校」としてより良い教育活動を実現するためにも、地域社会との連携をより一層深めていく必要がある。しかし、企業と学校とが積極的に連携するにあたっては、克服すべき多くの課題が存在することも予測される。例えば、本中間報告書第三章の記述からも明らかなように、学校と企業双方の認識不足からさまざまなすれ違いが生じ、教育効果が半減してしまうことも考えられる。

地球温暖化防止や持続可能な社会の構築を目指すのであれば、高い成果をあげられる環境教育が求められることになり、そのためにもこれら両者が連携して学校での環境教育に取り組むことが求められよう。そのためにも千代田区という特異性のある地域社会にふさわしい新しい「仕組みづくり」が必須要件となるのである。

1-3 企業の役割と課題

昼間人口が夜間人口の約20倍という千代田区の特異な地域に立地している300社を超える上場企業やISO認証取得済みの175社の企業をはじめとして、多くの企業および当該企業の社員の双方は、千代田区民（又は企業市民）として地域に対して何らかの貢献活動を行う

おわりに

責務があると思われる。けれども、実際に生活している地域住民がわずか4万人程度であり、地域的にも偏在していることなどから地域の課題が企業には見えにくくなっている。そうしたことから、企業単独での地域貢献活動の発案は困難であると言えよう。そこに、企業自身と地域の特性を生かした地域貢献活動の一つとして、企業の学校に対する環境教育の支援を提案する根拠があるのである。

千代田区という政治・経済の中心地に立地する企業は、生産・流通・消費・廃棄という今日の環境問題におけるキーとなるとされるさまざまな情報を大量に保有しているはずであり、それを環境教育に活かすことに学校側からも大きな期待が寄せられている。あわせて、企業の協力により、会社訪問や施設見学などで実体験の場を小中学生たちに提供することも可能となるであろう。すなわち、学校における環境教育において、企業は人的、物的、経済的支援や情報発信といったさまざまな役割を担うことが現実的に可能なのである。

しかし、企業と学校の間にはこれまでほとんど接点がなく、両者共にお互いの情報を持っていない。学校としても企業が所持する教育資源を活かすことができないばかりか、折角の社会貢献活動が単なる宣伝活動として受け取られる可能性もある。温暖化防止や持続可能な社会の構築のための貢献のひとつとして、そうした課題を乗り越えて、企業の環境教育参画の実現に努めることは今や社会的要請と受け止める必要があるのではないだろうか。

1-4 大学の役割と課題

千代田区内には12の大学が立地し、昼間人口約100万人のうちの10%に当たる約10万人が学生や大学関係者であるといわれている。これは千代田区の夜間住民の2倍以上に相当し、立地する企業と同様に大学にも、当然のこととして地域社会貢献活動が求められる。

大学が地域貢献を行う上で有する資源として、専門性を備えた多くの人材やシンクタンク機能そして大量の学生の存在などの資源を挙げることができる。本中間報告書、第二章第四節および第三章第二節の千葉大学教育学部藤川大祐助教授の研究および実践では、学生が企業と連携した環境教育の仲介機能の一端を担っていることが報告されている。そうしたことから、大学は地域の中での利害的に中立な立場を活用し、千代田区の企業などの民間団体との協働による学校における環境教育活動のコーディネーターとしての役割を果たしていくことは十分可能なのではないかと思われる。

千代田区が実施を計画しようとしているCES構想では、これまでの地域の大学生の実績なども踏まえて、大学生の若々しい発想や積極的な活動力や実行力などへの大きな期待が寄せられており、大学生たちの多様な視点や発想あるいは行動力が千代田区の環境改善に大いに寄与するものと捉えられている。また学生側から見ても、日本の中心地である千代田区において企業とともに環境問題解決に向けて協働することなど貴重な社会経験を得ることができる。そして、大学としては社会経験の場を学生に提供することで優秀な学生の育成も可能となり、教育機関としてもきわめて好ましい社会貢献にもなり得るとと思われる。

大学は累積された幅広い知識や情報とさまざまな経験をもとに、より良い社会構造の実現のために努力する責務を負っている。CES構想の中で大学の果たすべき役割は極めて重要であり、このような地域社会貢献活動に対しては積極的に取り組んでいくべきである。

(執筆担当者：増井、白戸)

おわりに

第二節 第三者機関の設立に関する提言

1-1 背景

1970年代初頭にあつて、先進国の環境問題の焦点は、環境汚染や環境破壊であり、開発途上国では人口増加や衛生面における設備などの不備、低い教育普及率や貧しさに由来する生活環境が問題であった。しかし、これら両者に共通の課題は資源の枯渇問題であり、このような人類存続に対する危機感によって、1972年に「国連人間環境会議」（ストックホルム会議）が開催され、その会議のなかで「環境に関する教育」の必要性が認識されたのである。その具体的な内容や計画などは国際的な協議の上でおこなわれ、ストックホルム会議で採択された「人間環境宣言」や「行動計画」に基づいて、UNESCO（国連教育科学文化機関）とUNEP（国連環境計画）により、「環境教育」に関するIEEP（国連環境教育プログラム）が設置され、共同プロジェクトが実施されることになった¹。現代社会における地球規模的課題である「持続可能な環境」を維持し、現在直面しているさまざまな個別の環境問題を少しでも改善するために、環境教育が担う役割への期待感は、国内外ともに高まるばかりである。

そのような背景のなか、わが国は、平成5年11月19日（1993年）に環境基本法が制定され、その中に環境教育・環境学習に関する条文が盛り込まれた（25条）。また、2001年に内閣再編に伴って環境省が新たに設置され、ようやく欧米と比肩する環境政策が展開可能となった。その後、わが国の環境教育は、2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて、わが国のNGOの提案のもとに「持続可能な開発のための教育の10年」が決議され採択された。これに伴い「環境教育の法制化」をめざして、わが国で最初の本格的な法律である「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下、推進法）が、平成15年7月25日（2003年）に制定された。これによって、わが国の環境教育が制度としてはじめて実質的に認知されたことになった。

環境教育に関する世界の動向にあわせて、国内においてもこのように法的に整備されたことによって、優れた環境教育の実施が環境問題解決に結びつくことや持続可能な社会の構築に貢献することなど、おおいに期待されることとなったのである。

この推進法の基本理念を掲げた第3条の前半部分では、環境教育が目指すべき内容として、地球の恵みの持続的享受、自然の保全育成と共生、資源等の循環を通じた環境負荷の低減の重要性について述べ、後半では環境教育を通して実現されることとして、多様な主体が、自発性を発揮しながら、適切な役割を果たすようになることと述べている。つまり、同法では目指すべき課題をあきらかにしながら、それらの実現には多様な主体、すなわち、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るよう努めることとして、各主体が連携しながら目的を達成することを明示している。さらにそのことについて、同法第21条では、ヨハネスブルグのキーワードであった「パートナーシップ」について定義を与え、それ

¹小池俊雄編（2005）「環境教育と心理プロセス」山海堂

おわりに

によって取り組みを進めることが規定されている。また、同法そのものがパートナーシップの基本的な概念化を目指しているともいえよう。とはいえ、パートナーシップが地域社会の関係主体間において簡単に醸成されるとはおもえない。その実現に必要な課題として関係各主体を「つなぐ役割」を持つものの存在が不可欠となるのである。

1-2 提言

法政大学地域研究センターがおこなった平成 16 年度の千代田学の調査研究から、千代田区立地の複数の企業が環境教育への支援活動に積極的な態度を示していることがわかった。一方、平成 17 年度の千代田学の調査研究で、区内 8 ヶ所の小学校へのアンケート調査およびヒアリングをおこなったところ、学校側は企業が環境教育に参画することについて大きな期待を寄せていることが明らかとなった。とはいえ、直ちにそうした学校の要望は実現するとは考えにくい。なぜなら、例え環境教育への支援活動を行う意欲のある企業が存在していても、さまざまな理由から学校側が直ちにそれを受け入れるということはまずありえないということも、本年度の調査で同時に明らかとなっている。それは、学校側にそうした要望があったとしても、どこの企業と共同して環境教育を行うと好ましい成果が得られるか、学校側が期待しているレベルの環境教育が実現できるか、といった情報が学校側には皆無だからである。加えて、環境教育にことよせて企業が学校で宣伝活動をしないう保障もない。これらの理由によって、推進法が促進しようとしている地域社会内での関係主体間における協働はそうたやすく実現するとは思えないのである。

そこでにわかには注目されはじめたのが、主体間のつなぎ役としてコーディネート機能をもつ第三者機関の存在である。このことは、本年度の調査によっても、学校関係者からそれへの強い要望があることが確認され、また企業側にも、どこの学校にどのような要望や期待があるのかについてはまったく情報がないということも明らかとなった。このように、学校側からの環境教育に対する企業への期待としての需要と、企業側には支援したいという供給があってもそれらを“つなぐ”機能が欠如したままでは、関係主体間の協働は永遠に実現することはないであろう。例え、散発的な実現があったとしても環境教育としての継続性や整合性などは期待できないと思われる。

本研究調査の目的は、「企業が環境教育へ参画する可能性」についてであった。企業が参画するにあたっては、それを希望する学校の需要がなければ成立し得ない。しかし、需要と供給があっても、それらをつなぐ機能が無いことには企業の環境教育支援活動は成立を見ることはできないと思われる。従って、地域社会において関係主体間で環境教育に関しての需要と供給があるとしたなら、それをコーディネートする機能をもつ第三者機関の存在が不可欠であるということが出来る。

千代田区は区内に 300 を超える上場企業の本社と、175 社にもものぼる ISO 認証取得企業が存在する。従って、潜在的な供給能力は十分過ぎるほどあると考えられる。一方、学校側には環境教育への企業参画に関する大きな需要があることも分かった。地域社会において環境教育の充実を図るとしたときに、少なくとも千代田区にあっては、企業の潜在的資質や資源を活用する方法や手段を開発する必要がある、そのことによって、都市化した地域社会での環境教育の新しい展開が図れるものと思われる。

おわりに

ではいったいどのような第三者機関ならばこうした機能を果たすことができるのか、といった点については本年度の現時点までの調査研究では明らかにすることができていない。

当然のことであるが、そのような機関を設立するとしたならばその持つべき本来の機能や構成主体などについて詳細な検討が求められると思われる。いわゆる第三者機関なるものがいったいどのような主体によって構成され、地域社会にあつて地域の資源を活用しながら、地域社会の学校における環境教育へ貢献するための機能とは、いかなる内容を伴うものなのかなど、それらに関する研究が待たれるところである。

なお、平成 18 年 3 月 10 日には、法政大学市ヶ谷キャンパスにおいて、法政大学地域研究センター主催によるシンポジウム、「企業の CSR 活動と環境教育～子どもたちの輝かしい未来のために～（仮称）」を開催の予定である。その場において、こうした課題について千代田区の関係各主体間で十分に議論を展開してみたいと願っている。

1-3 謝辞

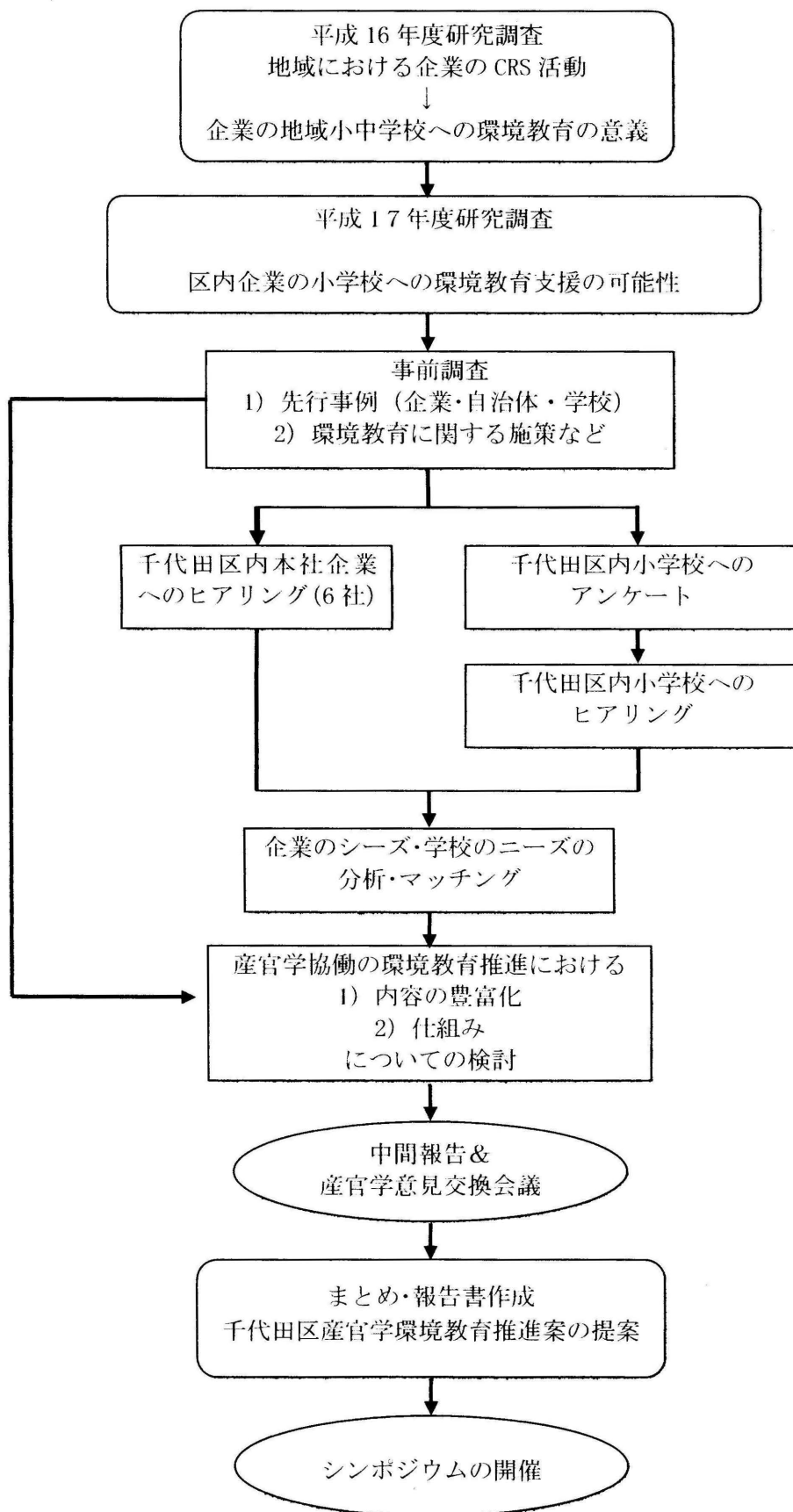
最後に、8ヶ所の千代田区立小学校の校長先生および副校長先生をはじめ諸先生方にはご多忙の中にアンケート調査ならびにヒアリングに関して快くご協力いただき、平成 17 年 10 月 24 日の研究会にも多くのご参加いただき心から感謝申し上げます。また、千代田区役所のご担当の方々にも、さまざまな調整などをお引き受けいただいた関係で、本調査研究もきわめて順調に進めることができました、感謝申し上げます。

あわせて、研究会当日に基調講演いただきました千葉大学教育学部助教授藤川大祐先生、ヒアリングにご協力いただきました宇都宮大学工学部助教授三橋伸夫先生、埼玉県教育局生涯学習部義務教育指導課の永井博彦氏および LEAF の皆様にも感謝申し上げます。

また、アンケート発送および集計、ヒアリングおよび膨大なテープの逐語録作成などにご協力いただいた法政大学社会学部及び人間環境学部の学生諸君にも心より感謝いたします。

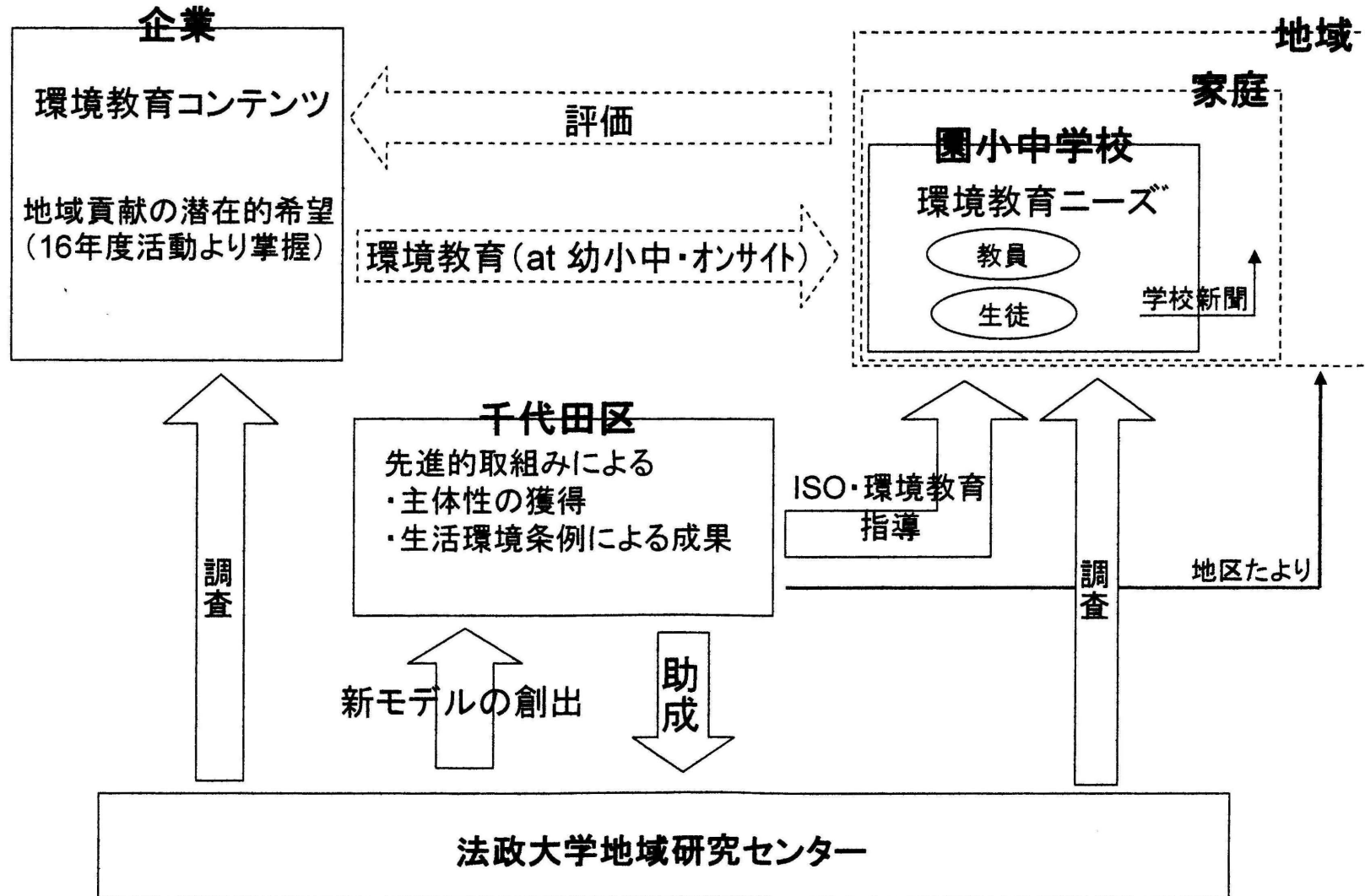
(執筆担当者：山田)

平成 17 年度 千代田学 調査研究のながれ



プロジェクト構図(協働)

地域分権推進における産学官の主体性の獲得 - 持続的社會達成のために -



平成 17 年度法政大学千代田学プロジェクト調査研究体制

代表	石神 隆	法政大学人間環境学部教授、地域研究センター主任研究委員	
	田中 充	法政大学社会学部教授、地域研究センター主任研究委員	
	山田元紀	法政大学大学院政策科学研究科、地域研究センターRA	
	美崎登紀子	法政大学大学院政策科学研究科、地域研究センターRA	
	長野浩子	法政大学大学院政策科学研究科、地域研究センターRA	
	内田綾乃	法政大学社会学部社会政策科学科	4 年生
	増井美帆	法政大学社会学部社会政策科学科	4 年生
	竹之内千穂	法政大学社会学部社会学科	4 年生
	白戸大士	法政大学社会学部社会政策科学科	3 年生
	清水智成	法政大学社会学部社会政策科学科	3 年生
	財満知美	法政大学社会学部社会政策科学科	3 年生
	平野小百合	法政大学社会学部社会政策科学科	3 年生
	徳田一絵	法政大学社会学部社会政策科学科	2 年生
	久保紗和美	法政大学社会学部社会政策科学科	2 年生
	大木裕仁	法政大学社会学部社会学科	2 年生
	柏木勇人	法政大学人間環境学部	3 年生
	太田彩方	法政大学人間環境学部	3 年生
	加藤眞子	法政大学人間環境学部	3 年生
	石本紀子	法政大学人間環境学部	2 年生
	阿部泰子	法政大学人間環境学部	1 年生
	原紗絵子	法政大学人間環境学部	1 年生
	伊東一夫	法政大学人間環境学部卒業生	

平成 17 年度千代田学事業
中間報告書

企業の環境教育支援活動に関する調査研究

～学校と地域社会が連携し協働して環境教育をすすめるために～

発行 平成 17 年 12 月 25 日

発行者 法政大学地域研究センター千代田学プロジェクト

〒194-298 東京都町田市相原町 4342

Tel 042-783-2111 Fax 042-783-2074

e-mail chiuki@hosei.ac.jp

平成 17 年度千代田区の「千代田学」の助成事業として実施した調査研究の中間報告書です